

定例記者会見

令和5年8月2日(水) 13時30分

働き方改革が及ぼす救急など医療提供体制への影響

福岡市医師会 専務理事 案浦 美雪



1.医療業界における働き方改革

○時間外労働の上限規制が適用開始(令和6年4月)

平成31年4月の改正労働基準法により、時間外労働の上限は月45時間、年360時間以内となったが、医師、建設業や配送業等の一部の業種では業務の特殊性や人材確保の観点などから、上限規制の適用が5年猶予

○厚生労働省や日本医師会による検討

医師は診療時間外や休日にも業務を行うこともあり、長時間労働に陥りがちな現状にあることから、健康確保などを実現するために、厚労省や日医などで様々な検討が重ねられてきた

※労働基準法の適用は雇用されている「勤務医」で、事業主である「開業医」は対象外

2.現状と目標

現状	<p><医師の長時間労働> 病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が1,860時間超の時間外・休日労働</p> <p><労務管理が不十分> 36協定が未締結や客観的な時間管理が行われていない傾向</p> <p><業務が医師に集中> 患者への病状説明や診療以外の各種書類の作成など</p>
目標	<ul style="list-style-type: none">・ 労務管理の適正化(労働時間と自己研鑽)、労働時間の短縮による医師の健康の確保・ 全ての医療専門職それぞれが自らの能力を活かし、より能動的に対応できるように <p>⇒ 質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供</p>

※厚生労働省 令和5年度第1回医療政策研修会資料をもとに作成

3. 時間外労働の上限規制・連続勤務時間の規制・勤務間インターバル

項目	内容	
①時間外・休日労働の上限規制	A水準	基本の水準(年960時間、月100時間未満)
	B水準	救急医療等を行い地域医療を支える医療機関(年1,860時間、月100時間未満)
	連携B水準	医師の派遣により地域医療を支える医療機関(年1,860時間、月100時間未満)
	C-1水準	臨床研修・専門研修を行う医療機関(年1,860時間、月100時間未満)
	C-2水準	高度技能の修得研修を行う医療機関(年1,860時間、月100時間未満)
②追加的健康確保措置	<p>医師の健康を確保するための措置として「連続勤務時間制限／勤務間インターバル／代償休息」や「面接指導や就業上の措置」を義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連続勤務時間を28時間に制限・勤務間インターバルを9時間確保 → 実施不可の場合は代償休息を付与 ○ 睡眠や疲労蓄積等の状況を確認する「面接指導」を実施し、就業制限や配慮等「就業上の措置」を行う 	

※厚生労働省ホームページ資料をもとに作成

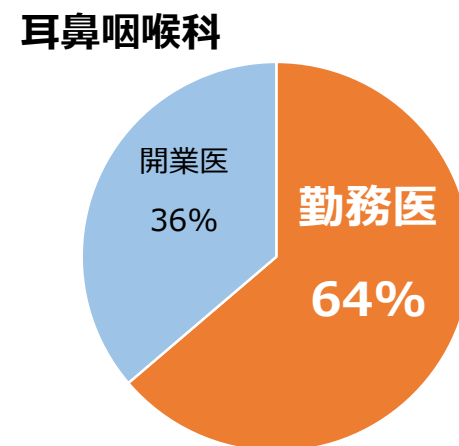
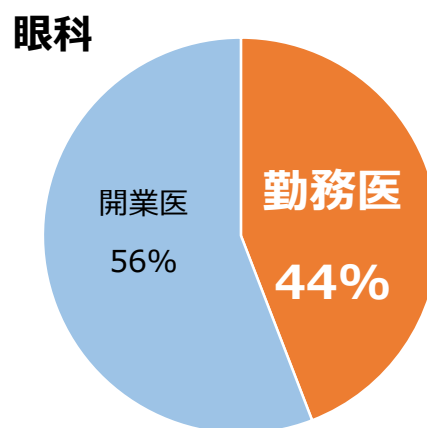
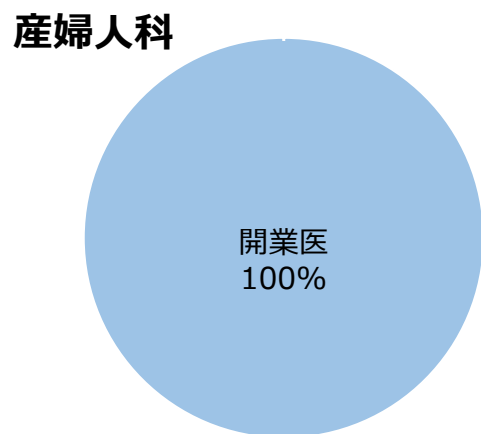
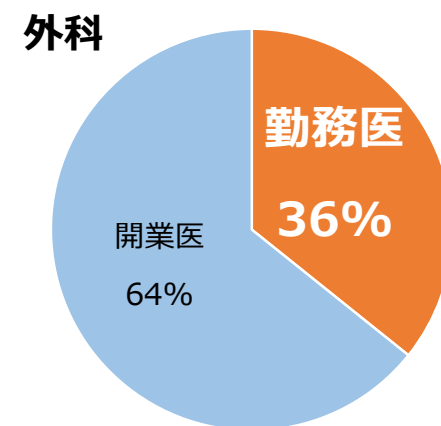
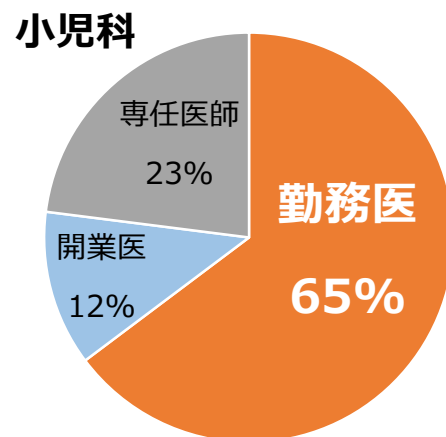
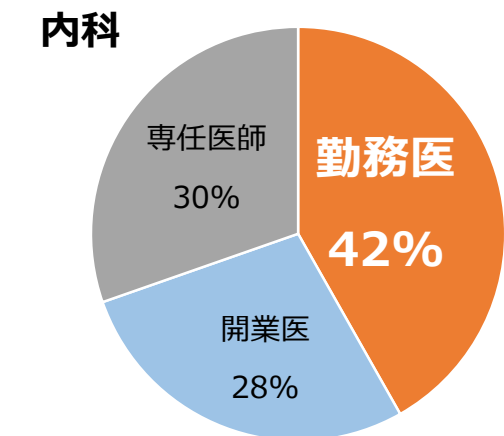
4.宿日直許可の位置づけ

○宿日直許可の取得

- ・ 医療法により病院や有床診療所における医師の宿直は義務
- ・ 許可を受けていない病院等での**診療・当直は労働時間に換算**
- ・ 医師の派遣先医療機関が「宿日直許可を取得」していなければ、
派遣元医療機関は医師派遣を制限せざるを得ない

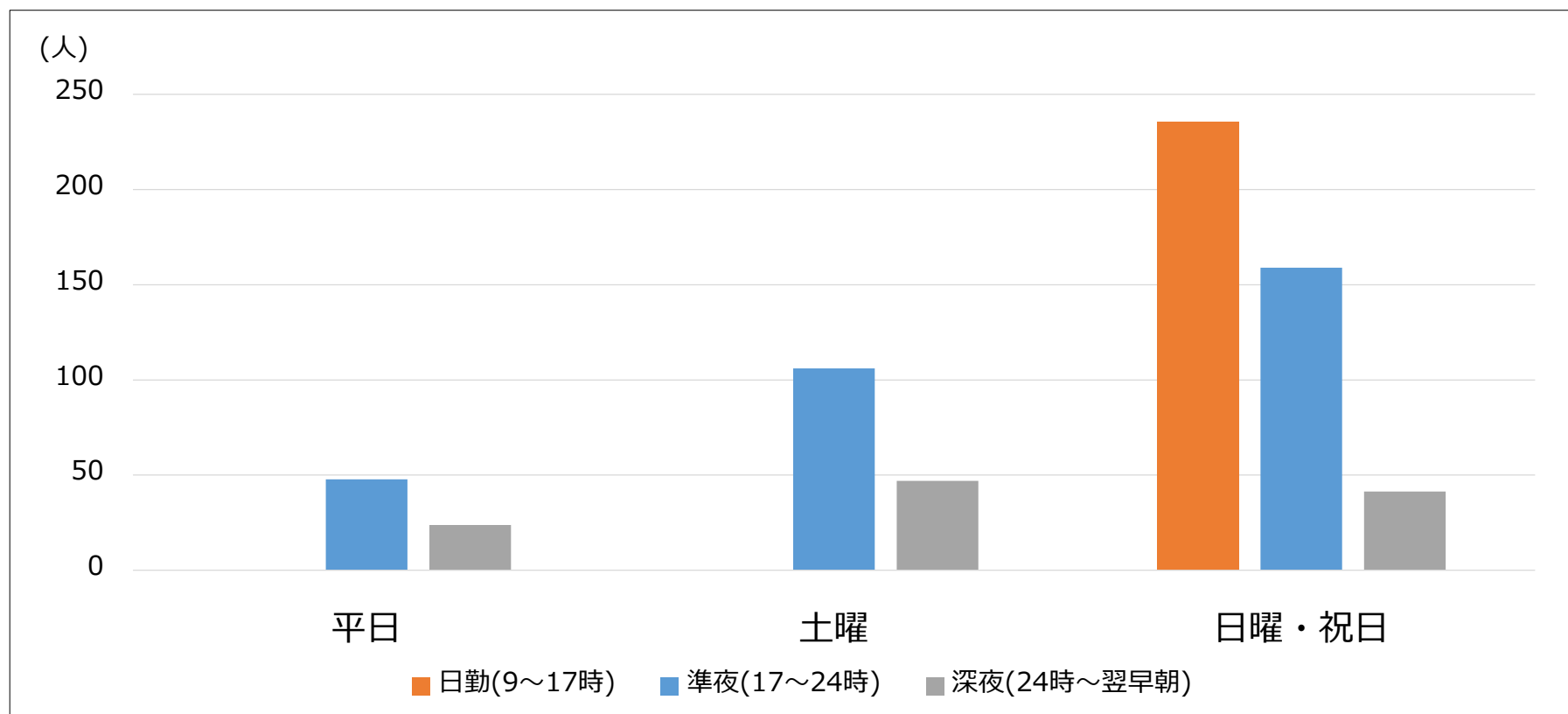
5.福岡市急患診療センターの実情

○急患センターの出動医割合（令和4年度）



6.福岡市急患診療センターの実情

○急患センターの平均受診者数（令和5年1～7月）



7.医療提供体制への影響と対策

○医療提供体制への影響

- ・医療機関間での人材確保の競合
- ・他職種へ業務を移管する「タスクシフト/シェア」
- ・医学分野の研究や教育への時間が減少

○福岡市医師会の取組み

- ・「医師の働き方改革検討会議」を設置し、
各医療機関における現状や課題を共有

○市民の皆様へのお願い

- ・救急車の適正利用
- ・早めに一般外来への受診